

付録3 公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対象設備等		
国 税 所得 税 法 人 税	所 得 税 特別償却	公 害 防 止 用 設 備	建物	騒音防止用設備
			構築物	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備
		機 械 及 び 裝 置		
				汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 窒素酸化物抑制設備 脱臭用設備 振動防止用設備 産業廃棄物処理用設備
	無公害化 生産設備			
				イオン交換膜法電解装置 無振動鋳型造形機
				地下水くみ上げ規制地域における工業用水道等への転換設備（用水管、貯水槽等）
	特別償却 又は 税額控除	公 害 防 止 用 設 備	石炭関連公害防止用設備	
			機 械 及 び 裝 置	省エネルギー型公害防止用設備 中小企業石油代替エネルギー利用設備の使用に伴い生ずる公害防止のために直接必要なもの

(昭和56年4月1日現在)

優遇措置の内容	根拠法令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、次の特別償却を認める。</p> <p>1 普通償却のほか初年度に取得価額の$\frac{27}{100}$の特別償却</p> <p>2 中小企業者に対する特例</p> <p>中小企業者については、初年度特別償却の適用に代えて、5年間各年18%（普通償却と特別償却の合計額）の均等償却</p> <p>なお、昭和55年度改正により、この特例制度は廃止されたが、昭和55年3月31日以前に取得等をした公害防止用施設を昭和55年4月1日以後においてその事業の用に供した場合には、従前どおりこの制度が適用される。</p>	<p>租税特別措置法(以下「租特法」という。)</p> <p>第11条第1項及び第43条第1項</p> <p>昭55改正租特法附則第7条第3項、第4項及び第17条第3項並びに昭55改正前租特法第12条第1項及び第44条第1項</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の$\frac{20}{100}$の特別償却を認める。</p>	租特法第11条第1項及び第43条第1項
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の$\frac{20}{100}$の特別償却を認める。</p>	租特法第11条第1項、第43条第1項
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、次の特別償却又は税額控除のいずれかを認める（左の下欄の機械及び装置については、中小企業者が一定の事業の用に供した1台又は1基の取得価額が110万円以上のものに限る。）。</p> <p>1 特別償却 普通償却のほか初年度に取得価額の$\frac{30}{100}$の特別償却</p> <p>2 税額控除 初年度の所得税又は法人税の額から取得価額の$\frac{7}{100}$に相当する金額（事業所得に係る所得税又は法人税の額の$\frac{20}{100}$に相当する金額を限度）の控除</p>	租特法第10条の2、第42条の4

区分		項目	対象	設備	等
国 税	所得 稅 ・ 法 人 稅	公害防止 準備金		公害の防止に要する費用の負担が大きく、かつ、所得金額の変動が大きい指定事業（金属鉱業、パルプ業等）を営む者が積み立てた公害防止準備金	

優遇措置の内容	根拠法令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、指定期間（所得税については、昭和53年1月1日から昭和56年3月31日までの期間、法人税については、昭和53年3月31日を含む事業年度開始の日から昭和56年3月31日までの期間をいう。）内の日を含む年度において、公害防止準備金として積み立てた金額のうち、次のいずれか低い金額を必要経費に算入することを認める。</p> <p>(1) その指定期間内における指定事業に係る収入金額の0.1%（特定の事業については0.2%）</p> <p>(2) その年度の所得金額</p>	昭53改正租特法附則第6条第2項及び第15条第7項並びに昭53改正前租特法第20条の2及び第56条の8

区分		項目	対象施設等
国 税	所得 人 税	特殊の減 価償却資 産の耐用 年数	<p>汚水処理 用、ばい 煙処理用 減価償却 資産</p> <p>構築物</p> <p>機械及び装置（ばい煙処理用にあっては、金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管等を含む。）</p>
登録 免許 税	登録免許税の軽減	事業協同組合等が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号及び第3号に定める土地に係る当該組合員等が行う所有権の移転の登記	

優遇措置の内容						根拠法令				
昭44.3.31以前に取得したもの			昭44.4.1以後に取得したもの							
槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上の煙突(ばい煙処理用のみ)	槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上の煙突(ばい煙処理用のみ)					
20年	30年		30年	30年						
20	30	20年	30	30	30年					
20	30		30	30						
15	20		20	20						
10	15		15	15						
10	15	7	15	15	10					
10(汚水処理用のみ)	15		15(汚水処理用のみ)	15						
7(〃)	9		10(〃)	10						
7(〃)	9		10(〃)	10						
7			7							
法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した額を損金算入する。										
個人にあっては、譲渡資産に係る収入金額が買換資産の取得価額以下であるときは譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときはその超える部分の譲渡があったものとする。										
法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年内に買換資産を取得する見込みであり、かつ、取得の日から1年内に事業の用に供する見込みである場合に、譲渡資産の譲渡の対価のうち買換資産の取得に充てようとする金額に差益割合										
$\left(\frac{\text{譲渡資産の対価} - \text{譲渡資産の帳簿価額} - \text{譲渡経費}}{\text{譲渡資産の対価}} \right)$										
を乗じて得た額を特別勘定として経理したときは、その額を損金に算入する。										
左の負担金を支出した者について、その支出した金額を一時の損金に算入する。										
当初、組合等が譲渡を受けた日以後1年内に登記を受ける者に限り、その登記に対する登録免許税の税率を1.2%とする(一般の場合は5%)。										

区分	項目	対象施設等
固定資産税	非課税	<p>石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤で一定のもの</p> <p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑止し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの</p> <p>(5) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場並びに同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p>
方産税	課税標準の特例	<p>租特法第11条第1項の表の第2号及び第43条第1項の表の第2号に掲げる無公害化生産設備等</p> <p>工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のもの</p> <p>(1) 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用煙突高さ70m以上のもの</p> <p>(2) 廃プラスチック類の油化処理施設及び鉄物廃砂の再生処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 騒音防止施設（消音器、しゃ音屏）で一定のもの</p> <p>(4) 振動防止設備（吊基礎、浮基礎等）で一定のもの</p>
不動産取得税	非課税	石油コンビナート等災害防止法に基づく消防用屋外給水施設及び油回収船で一定のもの
	課税標準の特例	<p>空港周辺整備機構が業務用に取得する不動産で一定のものの取得</p> <p>(1) 事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得</p>

優遇措置の内容	根拠法令
非課税	地方税法第348条第2項
公共の危害防止のため設置されたもの ((4)は昭和52年6月18日以後に新設されたもの、また、(6)の一般廃棄物の最終処分場は昭和55年1月2日以後に取得されたものに限る。)は、昭和56年度に限り非課税	地方税法附則第14条
課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{3}{5}$ に軽減する。	地方税法第349条の3第4項
昭和51年度から昭和56年度までに限りその課税標準を $\frac{1}{5}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第8項
昭和51年度から昭和56年度までに限りその課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第9項
課税年度から5年度分に限りその課税標準額を $\frac{1}{5}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第12項
非課税	地方税法第73条の4第1項第19号の2
(1) その課税標準たる価格から次の額を控除する。 価格× <u>譲渡しの対価の額</u> —施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額 譲渡しの対価の額 (昭和59年3月31日までの取得については、昭和54年改正前の地方税法第73条の14第5項の規定を適用すれば控除すべきとされる額と上の計算により控除す	地方税法第73条の14第5項 昭和54年改正前の地方税法第73条の14第

区分	項目	対象施設等
不動産	課税標準の特例	(2) 空港周辺整備機構が昭和59年3月31日までに業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得
地税	納稅義務の免除	事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得
地方税	自動車税	電気自動車
税	自動車取得税	電気自動車の取得
	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車等
特別土地保有税	非課税	(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設の用に供する土地 (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの用に供する土地 (3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの用に供する土地 (4) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設又は同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの用に供する土地

優遇措置の内容	根拠法令
<p>べきとされる額の差額の$\frac{1}{3}$に相当する額を上の計算により控除すべきとされる額に加算した額を価格から控除する。) (2) 当該土地の価格の$\frac{1}{3}$に相当する額を価格から控除する。</p>	5項 地方税法附則 第11条第10項 及び第12項
納税義務を免除する。	地方税法第73条の27の5第1項 大阪府税条例(以下「条例」という。)第42条の15の5第1項
昭和51年度分の自動車税から約30%の税率の引上げが行われたが、電気自動車については昭和53年度から昭和55年度までの各年度分の自動車税に限り、昭和51年改正前の税率に据え置く。	地方税法附則 第12条の3、昭和51年改正前の地方税法 第147条第1項及び第4項、条例附則第9条
昭和56年3月31日までに電気自動車を取得した場合の税率は、通常の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則 第32条第3項、条例附則第11条第2項
昭和53年度から昭和57年度までの各年度分、昭和51年改正前の税率に据え置く。	地方税法附則 第30条の2
公共の危害防止のために設置されたものの用に供する土地の保有又は取得については非課税。	地方税法第586条第2項

区分	項目	対象施設等
特別土地保有税地	非課税	(5) 工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のもの用に供する土地 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの用に供する土地 (7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの用に供する土地 (8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの用に供する土地 (9) 振動規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する振動を防止するための施設で一定の用に供する土地 (10) 公害防止事業団から譲渡を受けたばい煙処理施設等の用に供する土地 (11) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項等の届出をした者が配置する環境施設で一定のもの用に供する土地
地方事業税所税	非課税	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けて、又は同項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設 (1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設(事業所用家屋内に設置されるものに限る。以下(10)まで同じ。) (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの (3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (4) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの (5) 工業用水道又は水道を事業の用に供する個人又は法人が工業用水法に規定する許可井戸に代えて工業用水道事業法第2条第3項に規定する工業用水道又は水道法第3条第1項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で一定のもの (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の油化処理施設を含む。)で一定のもの (7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの (8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設(鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)において発生する騒音を

優遇措置の内容	根拠法令
公共の危害防止のために設置されたものの用に供する土地の保有又は取得について非課税	地方税法第586条第2項
非課税	地方税法第701条の34第3項
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第4項

区分	項目	対象施設等
地 方 所	事業非課税	<p>防止するための施設で一定のもの</p> <p>(9) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第9号に規定する廃油処理施設</p> <p>(10) 港湾法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書きの規定により行うし尿浄化槽に係る汚いの収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(13) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>
税 税	課税標準の特例	<p>公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号に規定する施設を新增設の日から5年以内に取得したことにより、新增設したとみなされる施設</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書きの規定により行うし尿浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2に規定する第1種区域内において同法第9条の3第2項に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される施設で一定のもの</p>

(注) 1 この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。

2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優遇措置の内容	根拠法令
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第4項
新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第8項
従業者割について課税標準を1/2に軽減する。	地方税法第701条の41第1項
新增設に係る事業所税の課税標準を1/2に軽減する。	